



要確認

### 令和7年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更の対応はお済みですか？

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更点を表にまとめて公表しています。「令和7年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更」が公表されましたので、その内容をお知らせします。特に、雇用・労働関係の変更については、対応できているか否かを、確認してみてください。ご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。

……………令和7年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更点……………

#### 【雇用・労働関係】

- 最低賃金額の改定……全ての労働者が対象

鳥取県において、時間額 1,030 円への引上げとなる。令和7年10月4日から適用。



- 教育訓練休暇給付金の創設……雇用保険の一般被保険者が対象 (受給するためには事業主においても就業規則の整備や手続きについて一定の対応が必要となる場合がある)

労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付(基本手当)に相当する給付として賃金の一定割合を受給できるようになった。

- 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充……全ての事業主が対象

3歳以上小学校就学前までの子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を複数講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。子が3歳になるまでの適切な時期に、当該措置の個別の周知と利用意向の確認を行うことが義務付けられた。

また、妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の適切な時期に、労働者の仕事と育児の両立に関する意向を個別に聴取し当該意向に配慮することが事業主に義務付けられた。

### 2025年12月2日以降、従来の健康保険証は使用できなくなります。(協会けんぽ)

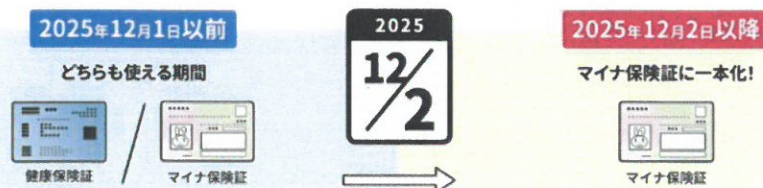
協会けんぽ(全国健康保険協会)は、「2025年12月2日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります」などとして、健康保険証(被保険者証)が使用できなくなることの周知をはかっています。

……………協会けんぽからのお知らせ/健康保険証の取り扱いの案内……………

重要

## 2025年12月2日以降、

従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。



従業員から期限切れの健康保険証の取り扱いについて相談を受けた場合は、本人および家族のマイナ保険証または資格確認書をすでに所持していることを確認したうえで、期限切れの健康保険証は廃棄するようにご案内してください。(従来の健康保険証も、特例として令和8年3月末まで受診できます。)

※ 健康保険組合に加入されている事業所においては、各健康保険組合にご確認ください。

★編集後記★

12月に入り今年もラストスパートですね。来年も皆様の「知りたい!」応えられるように情報発信を続けていきますのでお楽しみに! 暖かい格好で、良いお年をお迎えください

